

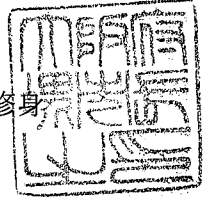
堺市協第2353号

平成28年3月30日

一般社団法人 日本雑誌協会 人権・言論特別委員会 御中

一般社団法人 日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会 御中

堺市長 竹山 修身



公開質問状に対する回答

貴委員会より平成28年3月18日付で提出された、有害図書類を青少年に見せない環境づくりに関する協定にかかる公開質問状に対して、別紙により回答します。

公開質問状 回答

平成28年3月18日付け「公開質問状」について、以下のとおりご回答いたします。

1 ご質問1～6について

大阪府青少年健全育成条例は、府内の図書類取扱業者に対し、有害図書の陳列方法について一律に法令上の義務を課し、義務違反に対する罰則を定めるという内容のもので

これに対し、本市が新たにコンビニエンスストアと締結した協定は、特定の民間業者との間で行政上の協定を締結するというものです。コンビニエンスストアは、食料品から日用品までさまざまな商品が販売され、女性や子どもを含むあらゆる顧客が来店する空間であり、いわば公的空間であると考えます。

本協定は、そうした公的空間の環境改善にご協力いただける民間業者に対し、本市が資材提供等の形で協力・援助を行うこととするものであり、当該協定を締結するか否かは各コンビニエンスストアの自主的判断に委ねられております。また締結した協定の解除についてもコンビニエンスストア側からの申し出により可能なものです。

以上のとおり、本取組は、双方の合意に基づく協定という性質上、府条例を逸脱するという問題は発生しないと考えています。

なお、本協定を締結していただいた結果として、一部のコンビニエンスストアにおいては陳列方法が変更されることとなりますが、公権力により全ての店舗に網羅的な規制を敷くものではないことから、市民における「図書の選択の自由」を奪う結果とはならないと考えています。

以上の観点から、今回の取組は、憲法21条に定める表現の自由に対する違反や条例違反にはあたらないと考えます。

ご質問4につきましては、大手コンビニエンスストア各店舗は、入荷の時点で、既に各出版社が、2点留め等の処置を施している雑誌を、成人向け雑誌のコーナーに区分陳列していると伺っております。本取組では、この区分陳列される雑誌に対して包装をお願いするものです。

2 ご質問7～8について

本市はUN Womenが進める、公的空間における女性と子どもに対する性暴力やセクシャルハラスメントを防止し減少させることを目的とするセーフシティ・グローバル・イニ

シアティブに参加し、「堺セーフシティ・プログラム」と題して、各種事業を推進しています。本取組は、これまで本市が取り組んできた市民の安全安心を確保するための各種施策や、先進的に取り組んできた男女共同参画の推進、人権を尊重するまちづくりの推進等にかかる様々な施策を女性や子どもの視点から分析し、改善を行うなかで、更なる安全安心な都市づくりを目指すための新たな取組です。

「堺セーフシティ・プログラム」を推進していくうえでは、青少年の健全育成も重要な取組のひとつであると考えております。

今回の取組は、府条例によって青少年にとって有害とされている図書を、子どもの目に触れにくいよう環境整備を図ることで、青少年の健全育成はもとより、性犯罪及び性暴力に対する市民意識の向上につなげていこうとするものです。

こうした市民意識の向上は、女性や子どもに対する暴力の防止や減少の一助となるものと考えております。